

## 鹿児島県「核燃料税」の更新

平成25年1月21日に鹿児島県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

### 1. 鹿児島県が核燃料税を更新しようとする理由

鹿児島県においては、川内原子力発電所1号機が昭和59年7月から、同2号機が昭和60年11月から稼働し、原子力発電所の立地に伴い、安全対策や環境保全対策等に係る財政需要が生じていることから、昭和58年6月に核燃料税を創設し、以降5年ごとに更新している。

現行の核燃料税条例は、平成25年5月31日をもって課税期間が終了するが、福島第一原発の事故を受け、両機ともに稼働を停止している一方で、稼働の有無にかかわらず一定の財政需要が存在しており、また、国の原子力災害対策指針の見直しを踏まえ、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲が拡大することから、安全対策等に係る財政需要が大幅に増加する見込みである。

そこで、核燃料税条例の適用期間を5年間延長し、税率を12%から17%相当に引き上げた上で、安定的な税収を確保するため、従来の発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に対して課税する方式（価額割：税率12%）に加えて、新たに発電用原子炉の熱出力に対し課税する方式（出力割：税率5%相当）を導入するものである。

### 2. 核燃料税の概要

課税団体	鹿児島県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	1. 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	1. 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 2. 出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1. 価額割：100分の12 2. 出力割：22,600円/千kW/課税期間（3ヶ月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）1,529百万円 （平年度）1,635百万円
非課税事項	なし
徴税費用見込額	0.3百万円
課税を行う期間	5年間（平成25年6月1日～平成30年5月31日）

担当：自治税務局企画課  
黒川（23514） 対馬（23516）  
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659